



第25回 亡き夫の個人年金などを受け取った場合

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



今年1月に夫が死亡し、夫が生前もらっていた年金を私がもらうことになりました。

一つは夫が生前勤めていた会社の遺族年金で、もう一つは保険会社の個人年金で、夫が生前何回かもらっていました。来年、所得税の確定申告をするときに、これらの年金は申告の必要があるのでしょうか。



新型コロナウイルス感染症で不安な日々が続いておりますが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか？

今月は年金についてのご質問ですね。“年金”と一口に言ってもいろいろあります。大きく分けると①公的年金等と②それ以外の年金です。まずはそこからご説明します。

1. 公的年金等

公的年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金）」と会社などに勤務している人が加入する「厚生年金」の2階建てになっています。

また、公的年金等は支給原因によって次のように分けられます。

(1) 老齢年金

一定の年齢（国民年金は65歳）に達したことにより支給される老齢年金は、一定額（図表1参照）を控除後の額が雑所得として所得税の対象となります。

なお、公的年金等の収入金額が400万以下で、他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要です。

(2) 障害年金

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代も含めて受けとることができる障害年金は、非課税所得に該当するので申告は不要です。

図表1 公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等に係る雑所得の金額 = (a) × (b) - (c)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合			
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。		
	600,001円～1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円～4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,100,001円～3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

注1) 令和2年分の所得税については、65歳未満の方は昭和31年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方は昭和31年1月1日以前に生まれた方になります。
注2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合は、国税庁のタックスアンサー「公的年金等の課税関係」をご参照ください。

(3) 遺族年金

国民年金または厚生年金保険の被保険者が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる遺族年金は、非課税所得に該当するので申告は不要です。

2. それ以外の年金

保険会社、ゆうちょ銀行、農協などで販売しているいわゆる「個人年金保険」は、

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得}$$

となり、雑所得として所得税の対象となります。

なお、必要経費は今まで支払ってきた保険料等を基に運営会社が計算して、毎年10月以降にハガキ等で通知されます。

3. ご質問の場合

ご質問の場合は①遺族年金と②ご主人の個人年金を受け取られます。①遺族年金は非課税（上記1の(3)）になりますが、②個人年金は、上記2のとおり雑所得の対象となります。

しかし、ご質問の場合のように年金をもらえる権利（年金受給権）を相続により取得した場合は、図表2のように支払われる年金の一部は非課税（非課税部分）となり、課税部分のみが雑所得の対象となります。

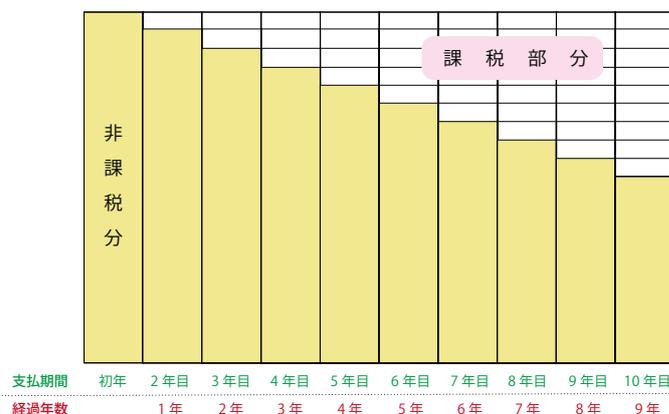
課税部分の額（支給期間の合計額）は、相続開始時の「年金受給権の相続税評価額」と「年金支払（見込）総額」の割合（相続税評価割合）により算出される課税割合（図表3参照）を「年金支払（見込）総額」に乗じて算出します。

図表2は、支払期間10年の確定年金を相続した方の例です。

支給開始初年の欄は、支払われた年金額の全額が非課税部分となっていますが、2年目には課税部分が1樹出てきて、3年目には2樹、そして最後の10年目には9樹となります。つまり樹の数は、経過年数と同じになります。

この1樹を「課税単位」と言いますが10年間

図表2 課税部分と非課税部分



でこの樹は合計45樹ありますから、10年間の確定年金の場合の課税単位数は、45となります。

課税部分の額（支給期間の合計額）を課税単位数で割ると1課税単位当たりの金額が算出されます。この1課税単位当たりの金額に経過年数を乗ずると、その年の雑所得の収入金額となる年金額が算出されます。また、必要経費もその年の課税部分に対応する分が必要経費となります。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口か、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。

図表3 課税割合

相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%
55%超 60%以下	40%
60%超 65%以下	35%
65%超 70%以下	30%
70%超 75%以下	25%
75%超 80%以下	20%
80%超 83%以下	17%
83%超 86%以下	14%
86%超 89%以下	11%
89%超 92%以下	8%
92%超 95%以下	5%
95%超 98%以下	2%
98%超	0